

■第 439 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 7 月 9 日(月) 14:00~14:59

傍聴者:8 名

議事概要:

(1) 平成 23 年食中毒発生状況の概要について

(厚生労働省からの報告)

- ・厚生労働省から説明

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

[1] 「pLPL 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」

[2] 「pPDN 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」

- ・担当委員の山添委員及び事務局から説明。

- ・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* [1] [2]リン脂質を加水分解する酵素で食品添加物として使用されます。

(3) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「亜塩素酸水」に係る食品健康影響評価について

・「亜塩素酸水の一日摂取許容量(ADI)を、亜塩素酸イオンとして 0.029mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺菌料として使用されます。食品添加物の規格基準の設定が申請されています。

(4) 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項の変更について

- ・事務局から報告。